

死者宛ての電子メール

池田 秀敏

I はじめに

ある個人が死亡した場合、その死亡したという事実が周知されるまでには一定の期間を要する。そのため、死亡した名宛人に向けた電子メールが次々と発信されてしまうことがある。そして、発信された電子メールは、その名宛人の利用に供されていたメールサーバーに蓄積されることになる。メールサーバーの管理者が、利用者が死亡したという事実を知り、そのアカウントを無効化するまでには、やはり一定の日数を要するからである。

とくに、インターネット・サービス・プロバイダー（以下「ISP」）のように、広く公衆から会員を募集し、多数の会員に電子メールサービスを提供している事業者の場合、会員の死亡の事実を直ちに把握することはほぼ不可能である。相続人等からの連絡があってはじめて、その事実を知るのが通常であって、そのような連絡のない限り、そのアカウントが無効化されることはなく、死亡した名宛人に送信された電子メールは、次々とメールサーバーに記録されることになる。企業、官庁、大学のように、メールサーバーの利用者が特定の範囲の者に限られ、利用者の死亡といった事実が容易に把握できる場合であっても、やはり死亡とアカウント無効化との間のタイムラグは生じるはずである。その意味では、死者宛の電子メールがメールサーバーに蓄積されるという事態は、常に起こりうると言ってもよい。

そのようにして蓄積された死者宛の電子メール、つまり、そのメールサーバーに記録された電子メールに関するデータは、どのように処理されるべきなのだろうか。電子メールの閲覧やダウンロードが未了のまま、そのデータ

を削除しても全く問題なのであろうか。

たとえば、死亡した名宛人の相続人が、メールサーバーの管理者に対し、蓄積された電子メールのデータの引渡しを求めるような場合がある。相続人としては、葬儀等の連絡のため、名宛人の知人の連絡先を知る必要があり、電子メールをその手がかりとしたい場合がある。また、何も返信せずに放置することは失礼にあたると思われる相続人もいるようである。もっとも、名宛人が使用していたパソコンをそのまま利用できれば、事実上、名宛人の電子メールを閲覧できてしまう場合も多い。しかし、起動パスワードが不明でそのパソコンを利用できないことがある。そのため、相続人がメールサーバーの管理者に協力を求めるといった場合があるわけである。

では、そのような相続人の求めに対し、管理者はこれに応じてよいのだろうか。本稿では、この問いに答えるために、名宛人が有する権利とはいったい何か、その権利は相続しうるものなのか、といった問題に検討を加えようと思う。

この問いに対する答えを急ぐのであれば、通信の秘密を侵してはならないという憲法上の要請に照らして考えるのが早道かも知れない。とくに差出人側の秘密を守るという観点からみれば、その電子メールを受信することができるのは名宛人のみである。その名宛人が死亡してしまった以上、それ以外の者に通信内容を知らせることは許されず、たとえ名宛人の相続人からの要求であったとしても、そうした求めには応じるべきではない、との結論が導かれることになるであろう。

しかし本稿では、あえて遠回りしながら、名宛人の有する私法上の権利の側面から検討を加えてみようと思う。おそらくは、そうした請求をする相続人側には「名宛人が受け取った郵便物は名宛人の物であり、相続人がその権利を相続することができる。そうであれば、電子メールも故人の物であり、相続人にも何らかの権利が認められるのではないか。」といった発想があるのではないかと思われる。この素朴な発想には、私法上の様々な問題点が潜んでいる。このような発想に沿いながら検討を進めることで、郵便物に関する

るこれまでの議論を整理しつつ、電子メールの私法上の性格を確認して行きたいと思う。

II 郵便物に対する名宛人の権利

1 郵便利用契約における名宛人の地位

相続人による権利行使が可能かという問いに答えるためには、そもそも名宛人はいかなる私法上の権利を有しているのかを明らかにしなければならない。そこで、まずは判例や学説の蓄積のある郵便の場合について取り上げ、郵便物に対して名宛人が有している権利について検討してみたい。

郵便の利用関係は、利用者である差出人と郵便事業者との間の契約である。郵便事業が国の事業であった時代においても、判例では、それが「私法上の契約関係」として繰り返し判示されてきた*1。そして判例は、そのような理解を前提としつつも、名宛人による郵便事業者に対する郵便物の引渡請求を否定してきている。

名宛人の引渡請求権が否定されるべき理由として、そもそも名宛人は郵便物に対する私法上の権利を有していないことをあげた判例もある*2。名宛人が郵便物を受け取れるのは、郵便事業者が差出人との間の契約を履行した結果であって、事実上のものに過ぎず、名宛人には私法上の権利がないというわけである。

*1 「郵便役務は他の物品の運送契約における運送行為とその本質を異にするものではなく、本来は私的経済作用に属すべき業務であり、……郵便の利用関係は本来的には利用者（差出人）と国との私法上の契約関係であると解すべきである」（東京地裁昭和58年8月30日判決・行裁集34巻8号1551頁）

*2 「国が差出人に対して負う債務は差し出された郵便物を名宛人である受取人に送達することがその基本的内容であり、受取人に郵便物に関する権利を取得させることではない。……受取人が自己あての郵便物を受領できるのは、差出人との間で合意された郵便利用契約における国の債務が履行されるからであり、郵便物に対する物権ないし債権の請求権があつたり、物品運送契約における荷受人に比する法的地位があるという理由によるのではない。……受取人が郵便物を受領できるのは事実上の利益にすぎないというべきである。」（上記東京地裁判決）

確かに、名宛人は郵便利用契約の当事者ではない。しかし、信書については後述のとおり、配達前の段階において、物権法上の権利が名宛人に移転することは極めて例外的にしか想定できないものの、物品の送付手段として郵便が利用される場合には、名宛人が郵便物について私法上の権利を有していることは十分にあり得る。すなわち、差出人と名宛人との間で、個別の郵便物について、その所有権を移転する贈与契約や売買契約は当然に可能である。例えば、すでに売買契約が成立しており、売主たる差出人が買主たる名宛人にその目的物を郵便で送付するような場合を考えてみると、配達以前にその郵便物の所有権が名宛人に移転している場合があり得る。あるいは、もともと名宛人が所有していた物を送付する手段として、郵便が利用される場合もあるであろう。このような場合、名宛人は、当該郵便物に対して、所有権に基づく物権的請求権を有するはずである。

そのため、札幌地裁昭和55年3月25日判決（民集38巻12号1343号）*3では、そうした私法上の権利に対する、郵便法による制約が強調されている。すなわち、原告側からの所有権、占有権、第三者のためにする契約*4の主張に応じるかたちで、同判決はこのように判示した。「郵便事業の利用関係は私法上の契約関係に外ならないけれども、一般に、郵便物として差出されたものに対しては、少なくともそれが郵便官署が管理する通常の郵便物集配過程にある以上、名あて人は、郵便法規に定める手続によらないで、任意に、当該郵便物或いはその内容物の私法上の権利に基づき、郵便官署に郵便物引渡等の

*3 この判例は、税関検査が検閲に該当するかが争われた最高裁昭和59年12月12日判決（「札幌税関検閲違憲訴訟上告審判決」民集38巻12号1308号）の第一審判決である。その控訴審である札幌高裁昭和57年7月19日判決（民集38巻12号1373号）でも、郵便法によって私法上の権利の制限される旨が述べられている。

*4 差出人と郵便事業者との間の契約は、名宛人に郵便物を取得させるための第三者のための契約と理解できる余地がある。そうだとすれば、名宛人は受益の意思表示をすることによって、郵便事業者に対する郵便物の引渡請求権を取得することになる（民法537条2項）。しかし、旧郵政省はこれを否定していた（園部敏・植村栄治『交通法・通信法〔新版〕』225頁（有斐閣、1984年）参照）。契約の一方当事者である旧郵政省がそのように理解していた以上、郵便上の契約を第三者のための契約と認めることには無理があると言えるだろう。

請求を行なうことはできないものと解するを相当とする。けだし、郵便利用の大量性、簡易迅速性にかんがみれば、郵便官署に対する請求が定型化されることに、個々の郵便利用者又は第三者の私法上の権利主張を封じることにより起り得る不当性を越えた合理性があり、万国郵便条約（昭和四六年条約第一一号）四条が「郵便物は名あて国の法令に基づいて差出された場合を除く外、権利者に交付される時までには差出人に所属する」と定め、郵便法四三条が、「郵便物の差出人は当該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の変更又は取もどしを差出郵便局に請求することができる」旨規定しているのも、また更に、同法第六章などの郵便関係法規が置かれているのもかかる観点を考慮して定められたものと解されるからである。……原告は郵便法規に定める手続を離れて、任意に、本件郵便物についての所有権、占有権或いは郵便契約によつて生じた地位を根拠とする被告国に対する私法上の請求権を行使することはできないものと言わざるを得ない。」

つまり、ここでは名宛人に私法上の権利があったとしても、郵便制度上、その行使はできないという論法がとられているわけである*5。

なお、このような名宛人が有するであろう私法上の権利については、従来から郵便事業は私法上の契約として捉えられてきており、その後の郵政民営化によって、その内容が変質したとは考えられない。また、名宛人の有する私法上の権利が、郵便制度特有の理由によって制約されるという帰結も、郵政民営化後も基本的に妥当すると考えられる。札幌高裁判決がその根拠とした旧郵便法第43条は、現行法においてもそのまま存続しているし（現行第34条）、大量の郵便物を迅速に処理するため、郵便事業者への請求内容が定型化されるべき要請は変わっていないからである。

*5 商法上の物品運送契約では、運送品が到達地に達した後は、荷受人が荷送人の権利を取得するため、荷受人が運送人に運送品の引渡しを求めることができるが（商法583条1項）、郵便の送達も、その性質は物品運送契約と同じものと考えられる。しかし、その引渡し請求権は、やはり郵便法上の制約を受けるものと解されている（上柳克郎・北沢正啓・鴻常夫編『新版商法総則・商行為法』（有斐閣）228頁/1999年）。

2 信書に対する名宛人の権利

もっとも、郵便物のうち、信書に関して言えば、配達前の段階で、名宛人が信書に対する私法上の権利を有していることを想定することは困難であろう。なお、ここでの信書の意義については、郵便法4条2号が規定する「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう」との定義に従うこととする。つまり、物としての紙それ自体を送り届けることが目的とされているわけではなく、その物に記録された情報の伝達に主眼がおかれた郵便物ということである。

物品の送付手段として郵便を利用する場合であれば、前述のとおり、郵便物の所有権や占有権が差出人から名宛人に移転していることは十分にあり得る。しかし、一般的な信書の場合、物としての手紙や葉書の所有権が、配達時までの間に名宛人に移転している事態はあまり考えられない。

郵便法上の信書には電磁的記録によるものも含むと解される場所^{*6}、例えば、名宛人が所有するフロッピーディスクをあらかじめ差出人に交付しておき、差出人がそのディスクに通知すべき内容を記録したうえで、封筒に入れて郵送するということも考えられる。また、紙であっても、名宛人が所有している紙を使用して差出人が手紙を出すということも考えられなくはない。そのような場合には、郵便の内容物に対する名宛人の所有権を認めることができる。しかし、そうした例外的な場合を除けば、差出人が用意した紙などを媒介とする一般的な信書においては、配達未了の段階で、名宛人が信書に対する私法上の権利を有することはないと言える。

ここで信書が差し出され、配達されるまでの通常のプロセスにおける物権変動を考えてみると、まず、差出人は信書を名宛人に取得させる意思をもって信書を発送する。しかし、その時点で直ちに名宛人に信書の所有権が移転するわけではない。差出人の一方的な意思表示のみによって所有権を名宛人に帰属させることはできず、名宛人の承諾があってはじめて移転すると考えられるからである。すなわち、信書を差し出す行為には、信書を譲渡する申

^{*6} 岡崎俊一「信書の範囲と通信の秘密」千葉大学法学論集第10巻3号93頁（1996年）。

込みの意思表示が含まれており、名宛人の承諾によって契約が成立し、それに伴って信書の所有権が移転するとみることができる。そして、その場合の承諾については、差出人に対する通知は不要であり、一定の事実があった場合に、名宛人による承諾の意思表示があったと認めることができる（民法526条2項）。

なお、信書の所有権が名宛人に移転するとしても、差出人の著作権は差出人に留保され*7、また、信書の内容が著作物に該当しない場合であっても、差出人の承諾なしに私信を公開することが人格権侵害となることは言うまでもない*8。本稿で検討しているのは、名宛人側の権利であるが、それは差出人の権利が留保されたものであることを当然の前提としている*9。

さて古い判例には、配達済みの書状を名宛人が所持している場合であっても、名宛人が書状の所有権を取得するのは、その意思を有する場合に限るとしたものがある*10。名宛人は、到達した郵便物がいかなるものであっても、その中身を問わず、所有権を取得する意思を有しているわけではないというのがその理由である。また、この判例を受けて、信書が郵便受けに配達されるなどして名宛人の勢力範囲内に入っても、名宛人がその事実を知らない限りは、名宛人はその信書に対する占有権を取得するに留まり、信書の所有権は依然として差出人にあると解する学説もある*11。

しかし、郵便受けなどを設置し、自己に宛てられた郵便物の配達を一般に受容しているのであれば、名宛人には、配達がなされた以上、その郵便物の

*7 東京高裁平成12年5月23日判決（三島由紀夫手紙事件・判時1725号165頁）

*8 高松高裁平成8年4月26日判決（判タ926号207頁）

*9 差出人と名宛人の双方の権利をどのように捉えるかについては、古くから議論がなされてきているようである。例えば、「信書の所有権に関する佛國の判例」（雑報欄における記事・法協23巻4号589頁/1905年）、「信書に對する權利」（同24巻3号397頁/1906年）

*10 大審院昭和5年3月20日判決・刑集9巻229頁。この事案では、被告人が差し出した脅迫状が犯罪供用物として没収され（刑法19条1項）、没収の適法性が争われた。脅迫状は名宛人所有のものであるから、被告人以外の者に属しないものとは言えず、その没収は違法であるというのが上告理由であった。判旨は、その主張に対し、名宛人へ所有権が移転しているとは限らないと応じたものである。

*11 蔡秋雄「「通信の秘密」に関する一考察—信書の所有権と秘密権保護との関係を中心として—」国家学会雑誌99巻3・4号302頁（1986年）

所有権を取得する意思が一般的に推認することができる。とくに受取拒否の意思が明示されていない限り、郵便物が配達された事実によって、たとえ名宛人がその事実を知らない場合であっても、承諾があったものとみるべきであろう。差出人側の法益は、その人格権や著作権が留保されることによって保護されるべき性格のものであり、あえて文書に対する物権法上の保護を図るべき意味はないと考える^{*12}。

いずれにせよ、信書においては、それが名宛人に配達されるまでの間に、名宛人にその所有権が移転するということは通常あり得ない、という結論に変わりはない。

翻って、物品の送付手段として郵便が利用される場合についても、当然、差出人と名宛人との間の契約関係如何によっては、郵便物の所有権が移転しない場合もあり得る。例えば、差出人が名宛人に物品を寄託するために郵便を利用する場合であれば、その郵便物の所有権は差出人に留保され、名宛人はその占有を取得するに過ぎない。また、差出人が物品を贈与する意思をもってその物品を郵送したものの、名宛人がそれを拒否すれば、贈与契約は成立せず、所有権の移転は生じないことになるであろう。結局、郵便物に対する名宛人の私法上の権利は、信書であれそうでない場合であれ、差出人との契約関係によって自由に決定することが可能である。そして、いずれにせよ、そうした私法上の権利は、郵便法上の制約を受けるということである。

しかし、物品の送付手段として郵便が利用される場合では、その物品自体に対する私法上の権利の帰属を、郵便利用の背後にある契約関係で決することができるのに対し、信書ではそうは行かない場合がある。媒介となる紙そのものが、売買や贈与の目的物となるわけではなく、また、紙そのものを輸送することが郵便利用の目的ではないからである。その意味で、配達前の信書の名宛人が、信書を構成している物としての紙を目的とする権利をあらか

*12 三浦正広「私信（手紙）の公表による人格権侵害の法的構成」（著作権研究 No.24-197頁/1997年）によると、イギリスやアメリカにおいては、プライバシーの権利が確立される以前は、手紙の所有権にもとづいてその無断公表が禁じられていた。

じめ取得するということはおよそ想定できず、郵便法上の制約以前に、私法上の権利自体が存在しない場合がほとんどである点に、信書の特徴があると言えるだろう。

そのため、未配達 of 信書について、仮にこれを目的とする名宛人の権利を認めるとすれば、全く別の発想が必要になってくる。それは、後述の電子メールの場合と共通する問題である。電子メールにおいては、基本的に紙のような物としての媒体が送り届けられるのではなく、電子データが送受信されるのみである。そこでは、後述のとおり、郵便の場合のような物を媒介とした物権法上の議論が成り立たないことになる。

Ⅲ 電子メールにおける名宛人の権利

1 電子メールにおける契約構造

電子メールの場合、名宛人の有する私法上の権利は、これまで検討してきた郵便の場合とはかなり異なったものとなる。

電子メールを利用するには、ISPのような通信事業者との間で会員契約を結び、そのような通信事業者によるサービス提供を受けるのが一般的である。また、企業や大学などの組織が、その組織に参与するメンバーに対し、電子メールに関するサービス提供を行うこともある。

名宛人は、ISPを利用する場合であれば、ISPとの間のサービス提供にかかる会員契約に基づいて、電子メールを受信することになる。郵便においては、名宛人は、とくに郵便事業者との間で利用契約を結ばずとも、受動的に郵便物を受け取ることが可能であるが、電子メールにおいては、名宛人側においても会員契約が必須となる。また、企業や大学などの場合でも、労働契約や就学契約がサービス提供の前提となる。

郵便においては、名宛人は、自己に宛てられた郵便物に関し、郵便事業者との間で直接の契約関係を有しているわけではなかった。しかし、電子メールにおいては、自己宛ての電子メールを閲覧したり、ダウンロードすること

のできる名宛人の権利は、名宛人自身がその当事者となっている契約から生じるものである。電子メールの名宛人は、郵便の名宛人とは異なり、自らが当事者である契約関係から生じる債権的な権利を有しているわけである。

逆に、差出人側は、その差出人が契約を結んでいる ISP のサービス提供を受けることで電子メールを発信することになるが、当該 ISP の責務は、その電子メールが指定するアドレスに向け、インターネット経由で送信することで終わってしまう。差出人と郵便事業者との間の郵便契約は、名宛人に送り届けるところまでを目的とするものであったが、差出人と契約している ISP は、その後、名宛人がその電子メールを実際に閲覧できるよう措置すべき名宛人に対する義務はない。名宛人にメールサーバーから電子メールをダウンロードできるよう措置しなければならないのは、名宛人と契約を結んだ別の ISP ということになる。

また、電子メールの場合には、郵便の場合と異なり、名宛人の物権的権利を想定することができないという特徴があると言えるだろう。

郵便の場合であれば、物を梱包した小包はもちろん、信書であっても紙を媒体とした通信手段であるため、そこに有体物が必然的に存在する。そのため、郵便物に対する所有権や占有権が差出人から名宛人へ移転することがあり、その扱いが問題になった。前述のとおり、郵便においては、たとえ信書であっても（それは例外的にはあるが）、配達前の段階で名宛人が信書に対する物権的な権利を有する場合が想定できたわけである。その意味で、郵便上の信書は、紙などの媒体と、そこに記された通信内容が一体化したものとすることができる。

一方、電子メールは、基本的に物を媒体としない通信手段であるため、名宛人の物権的権利を想定することができない。

むろんコンピューター上の電子データであっても、記録メディア上に記録された状態で存するのが通常であるため、物から完全に離れた存在というわけではない。しかし、電子メールサービスにおいて、ISP 等が名宛人に対してなすべき債務は、名宛人に宛てられた電子メールを受信してメールサーバ

ーに記録し、その記録を名宛人が閲覧したりダウンロードしたりできるよう処置することである。ISP等の契約上の債務は、記録媒体から分離された通信内容を伝達することをその内容としている。その伝達のプロセスにおいて、例えばメールサーバーのハードディスク上に電子メールに関する情報が記録されたとしても、その差出人ないし名宛人が、そのようなハードディスク自体に直接的な私法上の権利を及ぼすことはないと考えられる。そのため、電子メールでは、差出人から名宛人への所有権や占有権の移転といった物権法上の問題がそもそも生じ得ないと言える。

2 情報を客体とする権利の可能性

その帰結は、情報が有体物でない以上、それは「物」ではなく（民法85条）、物権の客体にはなり得ないという物権法上の基本的な理解に基づくものである。

東京地裁平成14年2月26日判決（日経クイック情報事件・労判825号50頁）は、従業員の私用電子メールの使用者による無断閲覧が争点となった事件として知られているが、この点に関する興味深い争点が含まれていた。すなわち、この事案において、原告の元従業員は、プライバシー権侵害に基づく慰謝料請求のほか、被告会社に対し、コンピューター上のデータの交付と削除を請求している。請求の対象としたデータは、被告会社が所有するファイルサーバー等に保管してある電子メールに関する通信データや、留学用の資料に関する文書ファイル、友人の写真、アニメ画像などの画像ファイルである。原告は、これらのデータを、被告会社が有する機器からフロッピー等の記録メディアに移動し、そのメディアを原告に交付するよう求めていた。そして、原告がその法律上の根拠として主張していたのが、所有権とプライバシー権であった。

この請求について、判決は次のように述べている。

「保存する行為については、処分事案に関する調査記録は当該事案に関連する紛争に備えて、あるいは同種事件への対応の参考資料として相当期間保管

の必要があり、上記のとおり違法に入手したものではない以上、これを削除する義務はなく、それをしないことが違法となることはない。(中略)

返還しない行為については、原告において、それらを具体的に必要とする事情が存し、かつ、原告がそれらを保有していないのであれば格別、そのような事実が認められない本件においては、被告にはこれらを返還する義務はなく、それをしないことが違法となることはない。

また、所有権侵害の主張については、被告が所有し管理する機器上に存するデータについて、原告が所有権を有するとはいえない。]

原告があえて所有権を根拠としたのは、引渡し請求の対象となったデータの中には、プライバシー権の問題としては捉えることのできない性格のものも含まれていたからであろう。原告は、コンピューター上に記録された情報に対する所有権という斬新な法律構成をとらざるを得なかったと推察される。

確かに、素朴な発想として、自らに宛てられた電子メールのデータや、私的な文書、画像に関するデータについて、それを客体とする物権的権利を思い描く人は多いと思われる。とくに電子メールにおける電子データは、通信の秘密保護の要請から厳密に管理されているという意味において、また、特定の名宛人のみが閲覧可能だという意味において、一定の排他性と支配可能性をもつ情報と言うことができる。そのため、その技術的な側面から言えば、物権的な権利保護の可能性を秘めているようにも思える。

しかし、このような原告の主張は、判決がこれを一蹴したように、物権法の基本的な枠組みから逸脱するものであった。そもそも、一般に情報は公共財としての性格が強く、原則として自由利用が可能なものとして考えられてきている^{*13}。情報のような無体物が物権的な保護の対象とされるためには、著作権法のような特別法が必要であるが、特別法によって保護される著作権等の権利であっても、その実態は模倣禁止権であると言われるように^{*14}、

*13 中山信宏「財産的情報における保護制度の現状と将来」岩波講座・現代の法10情報と法271頁(岩波書店、1997年)

*14 松本恒雄「情報の保護」ジュリスト1126号195頁(1998年)

所有権と同様の物権的請求権が認められているわけではない。著作権の場合であっても、著作権に基づく著作物の引渡請求権といった権利性は想定されていないと言える。

では、原告がもう一つの根拠としたプライバシー権はどうだろうか。

プライバシー権については、自己情報を自らコントロールする権利として捉える考え方が有力であり、プライバシー権の概念をどのように理解するにせよ、そうした情報コントロール権が肯定されるべきである^{*15}。ただし、本人開示請求権、自己情報の削除請求権・訂正請求権といったプライバシー権の作為請求的側面は、抽象的権利として理解されており、その一般的な具体化には立法が必要である^{*16}。厳格な要件のもとで作為請求が認められる場合もあるが^{*17}、とくに私人間においては、そのような作為請求を認めることには慎重にならざるを得ない。仮に作為義務を一般的に認めるとすれば、誰かのプライバシー権に関わる情報を保持しているだけで、その権利者に対する作為義務を常に負わなければならない事態となってしまうからである。

また、作為請求といっても、それはプライバシーの侵害を予防するための消極的な性格のものである。そのため、プライバシー権からデータの引渡請求のような具体的給付に及ぶような請求権が導かれるわけではない。少なくとも私人間においては、データの引渡のような作為義務を、プライバシー権を根拠として認めることはできないと考えられる。

*15 五十嵐清『人格法概説』218頁（有斐閣、2003年）では、プライバシー権を「みだりに私生活（私的領域）へ侵入されたり、他人に知られたくない私生活上の事実、情報を公開されたりしない権利」との伝統的な定義によりつつ、これはプライバシー権を「自己情報コントロール権」や「自己決定権」とみる見解を排除するわけではないとの立場がとられている。

*16 佐藤幸治「プライバシーと知る権利」法学セミナー359号27頁（1984年）、竹中勲「プライバシーの権利」憲法の争点〔第3版〕73頁（有斐閣、1999年）。

*17 厳格な要件のもとで削除請求権・訂正請求権を認められる旨を判示した判例として、東京地裁昭和59年10月30日判決（判時1137号29頁，判タ538号78頁），及びその控訴審である東京高裁昭和63年3月24日判決（判時1168号15頁，判タ664号260頁）がある。ただし、結論としては削除請求が棄却された。

そうしてみると、この日経クイック情報事件における原告の上記請求が認められなかったのは当然だったと言わざるを得ない。むしろ、この事案においては、データの削除と交付の請求は、労働契約終了後における使用者の作為義務の問題として考えるべきであろう。例えば、私物の返還や、社会保険関連の手續への協力といった退職後の事後処理と同列の問題として捉えるならば、退職者が使用者所有のコンピューターに残しておいたデータを削除したうえで、退職者にデータを交付すべき契約上の義務が肯定される余地はありと考えられる。

ここで電子メールに関するデータの問題に立ち返ってみると、コンピューター上の電子データについて、その保有者に対し、単に当該データを保有しているという事実に基づき、その引渡のような作為義務を求めることのできるような権利はおよそ認めることができないと言える。データに対する物権法上の権利は認められておらず、また、プライバシー権に基づく作為請求の範囲外でもあるからである。したがって、名宛人がISP等にその閲覧やダウンロード、あるいはデータが記録された記録メディアの交付を請求できるとすれば、その根拠は名宛人とISPとの間の契約内容に求められることになる。

Ⅳ 名宛人の権利の相続

1 名宛人死亡後の郵便物

以上、名宛人本人の権利について検討を加えてきたが、次に、名宛人が死亡した場合の法律関係について検討してみたい。

すでに配達済みの郵便物については、名宛人が取得したその所有権を、相続人が相続すると考えられる。信書については、差出人の著作権、人格権ないしプライバシー権が留保されることになるが、名宛人が死亡し、名宛人自身が当該信書を管理できなくなる事態は、差出人にも常に予想できることである。名宛人の死後、当該信書が相続人の目に触れざるを得ないことは、差

出人においても覚悟すべきであろう。したがって、差出人が権利を留保していることは、相続人が物としての信書を相続することの障害になるわけではないと考えられる。

次に、未配達の郵便物については、名宛人が郵便物に対する私法上の権利を有していたとしても、前述のとおり、郵便法上の制約によって、それを郵便事業者に対して行使することができない。この場合、郵便物に対する所有権のような私法上の権利は、原則として相続可能であるが、相続人もまた、その権利を行使することができないことに変わりはない。

また、名宛人の相続人に対しては、郵便事業者は、死亡した名宛人に宛てられた郵便物を配達することは許されないものとされている。郵便法上の明文規定はないが、名古屋高裁昭和40年2月15日判決（行裁集16巻2号323頁）は、「郵便の利用関係は差出人と国（郵政省）との間になされた契約に基づくものと解されるところ、これが義務の履行としてなされる配達は、大量且つ迅速、定型的になされなければならない性質からいつても、又通信の秘密保持の必要からいつても、差出人が申出た名宛人に対してのみなさるべきであり、郵便法上受取人というのも右の名宛人を指称するものというべきである。それゆえ、郵便物の配達当時、名宛人がすでに死亡していて配達できないような場合には、通信の秘密保持の見地からも又義務の履行（右の場合は履行不能に帰したものと解される）の観点からいつても、郵便官署はこれを差出人に還付すべきものと解される。」と判示している。

もっとも、郵便事業者が名宛人の死亡を知らなければ、名宛人の住所に配達してしまうであろうし、結果的に同居の親族等の手に渡ってしまうことはあり得る。こうした場合の私法上の権利関係は、次のように考えてよいであろう。

差出人と名宛人との間における郵便物を客体とした所有権の移転は、前述のとおり、譲渡契約を原因として生じるものである。これは差出人と郵便事業者との間の郵便利用契約とは別系統のものであるから、郵便事業者が名宛人以外の者に郵便物を配達できないという制約によって、譲渡契約は影響さ

れない。そのため、結果的に郵便物を受け取ってしまった相続人が権利取得できるか否かは、客観的にみて、差出人がどのような意思をもって郵便物を送付したかにかかっていると考えられる。すなわち、信書の場合のように、差出人が名宛人自身による郵便物の取得しか想定しておらず、別人であれば譲渡しない意思が客観的に認められるような郵便物であれば、譲渡契約が成立する余地はなく、相続人への権利移転はあり得ない。しかし、単なる物品の送付手段として郵便を利用しているような場合には、客観的にみて、差出人が相続人による権利取得を許容していると認められる場合がある。そのような場合には、相続人が譲渡を承諾することによって、所有権移転が生じると考えてよいであろう。

2 会員契約の終了

最後に、電子メールの名宛人が死亡した場合について検討し、冒頭で記した問いについて考えてみよう。

前述のとおり、電子メールの名宛人が有する権利は、データに対する物権的な権利を想定する必要はない以上、もっぱら電子メールサービスを提供するISP等との間の契約によって決せらることになる。では、名宛人の死亡は、そうした契約にどのような影響を与えるのだろうか。電子メールサービスの基礎となる契約としては、企業における労働契約や大学などにおける就学契約もあるが、ここでは、サービスの提供主体がISPである場合を前提に、約款例の実例を素材に検討して行きたいと思う。

サービス提供を受けるべき会員が死亡した場合、仮に、その時点で自動的にサービス契約が終了するのであれば、電子メールに関する名宛人の権利の相続ということは考えなくて済むはずである。

一般には、契約終了時である死亡時より前の時点において、すでに発生済みの債権債務が存在するのであれば、その相続ということがあり得る。しかし、ここでISPが契約上負担している債務は、自己の管理するメールサーバー等の機器を、会員が利用できる状態に置くことを内容としている。ISP

としては、契約が終了すれば利用を拒否する措置をとることになるが、その時点で具体化され、かつ未履行となっている債務はおよそ想定することができない。

例えば、名宛人である会員が、メールサーバーに蓄積された自己宛の電子メールをダウンロードせずに放置し、そのまま契約終了となった場合を考えてみよう。さしあたり死亡によらず終了した場合を考えてみると、元会員である名宛人としては、自分に宛てられた電子メールを読みたいと思う場合があるかも知れない。しかし、ISP 側にはもはや、やり残した債務は存在しないと考えられる。契約が終了してしまっただけで、なおも元会員が電子メールをダウンロードするために、メールサーバーの利用を認めるべき義務はないし、当該データを保存しておくべき義務もないと言うほかはない。また、電子メールに関するデータは、「物」ではないため、ISP が管理するメールサーバーに、元会員に宛てられた電子メールに関するデータが記録されていても、それは「物」を預かっている場合とは本質的に異なる。前述のとおり、その引渡や返還を請求できるような物権的な権利は認められていないのである。もし ISP に残存データに関する事後処理を求めるのであれば、そうした義務を負担させるべき特約が必要であろう。

そのため、会員死亡時に自動的に契約が終了するのであれば、未払いのサービス料の支払い義務を会員の相続人が相続することはあっても、逆に相続人が ISP に対する権利を相続することはないと言える。

3 ISP の約款例

しかし、実際の ISP の約款例では、会員の死亡という事実を契約終了の契機としてとらえつつも、直ちに契約を終了する条項を設けている例はないようである。

例えば、次の①②の例では、ISP 側が会員の死亡の事実を知ったとき、あるいは知り得たときに解除がなされたものとしており、ISP 側が死亡の事実を知り得る状態になるまでは契約が終了しない。また、③④の例では、ISP

が解除権を取得する原因の一つとして、会員の死亡を挙げており、この場合、ISP 側が死亡の事実を把握し、解除権を行使するまでは契約が存続することになる。

① BIGLOBE サービス会員規約（平成19年4月1日）

第12条（権利の譲渡等）

会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

- 2 会員が死亡した場合は、本サービスを受ける権利を相続人が承継することはできません。
- 3 当社は、会員の死亡の事実を知ったときは、その時点で会員契約の解除があったものとして取扱います。
- 4 （略）

② @nifty 会員規約（2007年9月26日）

第12条（会員からの解約）

1. 会員は、会員契約を解約する場合は、所定の方法（書面の提出、オンライン上の送信等）にてニフティに届け出るものとします。ニフティは、既に受領した債務の払い戻し等は一切行いません。
2. 会員契約に基づいて@nifty サービスの提供を受ける権利は、一身専属性のものとして、ニフティは当該会員の死亡を知り得た時点をもって、前項届出があったものとして取り扱います。
3. 本条による解約の場合、当該時点において発生している債務の弁済は第5章（利用料金）に基づきなされるものとします。

③ So-net 会員規約本則（2008年4月1日）

第5条（So-net サービス利用資格の停止および失効）

- 1 以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の So-net サービス利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
 1. 会員または利用者が第10条各号に定める禁止行為を行った場合。

2. 会員により、So-net サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 3. その他、会員もしくは利用者が本則または該当する個別規定に違反した場合。
 4. 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
 5. その他、会員として不適切または So-net サービスの提供に支障があると弊社が判断した場合。
- 2 前項の規定に従い何れかの So-net サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した So-net サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。
- 3 弊社は、会員の So-net サービス利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた So-net サービスに関する入会金や料金等を、一切払戻す義務を負わないものとします。
- ④ Yahoo! BB サービス会員規約（2008年2月29日）

第27条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、第25条の規定により本サービスまたは Yahoo! JAPAN ID の利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、ただちに会員契約を解除することができるものとします。
 - (1) 会員が当社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約違反を行った場合
 - (2) 会員が第15条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に

支障をきたすと当社が判断した場合

(3) 当社提携先が提供するオプションサービスの利用に関し、当該提携先の定めるサービス約款に違反し、当該提携先からオプションサービスの利用を停止する旨の連絡を当社が受け、当社が本サービスの利用停止が相当だと判断した場合

(4) 会員が死亡したことを当社が知った場合

3. 前2項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

いずれの場合でも、会員の死亡という事実をISPが直ちに知ることは困難であるから、死亡時から契約が終了するに至るまでの間にタイムラグが生じることになる。そのため、これらの約款は、サービス契約は、会員の死亡時から契約終了に至るまでの期間において、ISPと会員の相続人との間で一応存続することを前提に設計されていると言える。

では、その期間中、死亡した会員の地位はそのまま相続人に引き継がれ、相続人は会員と同様の権利行使が可能となるのであろうか。約款①、②の例では、相続人による会員の権利の相続を否定する条項が設けられているため、相続人が権利を相続することはないと言える^{*18}。しかし、そうした約款条項がない場合には(③、④の例では設けられていない)、会員の権利が相続されるか否かの検討が必要となる。

この点、電子メールの受信という面に絞ってみると、差出人は、名宛人以外の者が電子メールを受信することを予定していないのが通常であるから、相続人による受信を許すことは、差出人のプライバシー権ないし人格権を損なう結果となる。また、ISPは、通信事業者として通信の秘密を守るべき公法上の義務を負っており(電気通信事業法4条)、死亡した会員に宛てられた電子メールについて、相続人に閲覧等は認めることはできず、私法上

^{*18} ただし、いずれも会員の「権利」面での相続を否定したもので、会員死亡時から契約終了までに発生する債務を支払うべき地位は、相続人に承継させる趣旨と思われる。

の権利相続を認めるべき意味はない。したがって、特定の名宛人に宛てられた電子メールを閲覧したりダウンロードしたりできる権利には一身専属性があり、その相続は否定されるべきである（民法896条但書）。

もっとも、ISPによって提供されるサービス内容全体が一身専属性を有するわけではない。実際、次のような約款を設け、相続人による地位承継を認めている例もある。

⑤ ぶらら会員規約（2008年3月1日）

（ID及びパスワードの管理）

第9条 会員は、入会申込後、(株)Plala が会員に付与する、ユーザID及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2. 会員は、第10条で規定する場合を除き、ユーザID、パスワード及び本サービスを第三者に利用させたり、または貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。ただし、契約当事者死亡により、承継を行う場合に(株)Plala が別途指定する手順、方法により(株)Plala に対して届出を行った場合には、この限りではありません。

3. 4. （略）

ISP が会員に提供するサービスのうち、核となるのはインターネットへの接続サービスであるが、このようなサービスに関する権利が一身専属性を有するとは考えられない。同居の親族が一つの接続サービスを共用することは一般的に認められており、その権利の相続を否定すべき理由はないと言える。おそらく、死亡した会員と同居し、接続サービスを共用していた相続人にとっては、こうした承継がなされた方が便宜である。従来の接続サービスのために設置されていた機器がそのまま使用でき、設定などもあまり変更せずに済むからである。

とはいえ、⑤のような約款のもとでも、電子メールに関する一身専属性を有するサービスについては、死亡した会員の権利をそのまま承継させることはできないと考えられる。

V むすびにかえて

郵便と電子メールとの根本的な相違点は、言うまでもなく、前者が紙という有体物、すなわち物を媒介とする通信であるのに対し、後者が電子データという無体物を媒介とするものである点にある。そのため、郵便では、郵便物に対する物権的な権利をどのように扱うかが問題となり、郵便法上、その権利制限の必要性が要請された。それに対し、電子メールではそのような物権法上の問題が全く生じ得ない。郵便上の信書と電子メールは、ともに情報を伝達するための通信手段でありながら、このような私法上の権利の観点からみると、全くの別物であることがわかる。

そのため、冒頭に記した電子メールも「名宛人の物」であり、「相続人の物」という素朴な発想は、物権法の基本的な枠組みを逸脱するものとして、挫折することになる。

ただ、電子データのような無体物についても、「それは自分のものである」という意識が人々の中にあることは否定できないであろう。このような意識や期待は、結局のところ、ISPと会員との間の契約によって実現されるばかりではない。そしてそれは、企業と従業員との間の労働契約における関係でも同様である。そうしてみると、例えば、契約終了後の事後処理として、名宛人本人に限り、一定の条件のもとで（有償であることも含めて）、閲覧未了の電子メールのダウンロードを認めるような仕組みが必要かも知れない。

また同時に、相続人による電子メールの閲覧やダウンロードが認められない旨の規定を、規則や約款において明確化することも必要と思われる。最後に検討したISPの約款の実例では、電子メールの利用サービスのよう相続人への承継が否定されるべきサービスと、承継を認めても差し支えないサービスの両方に配慮した約款は見受けられなかった。実務上支障を来す例はほとんどないと思われるが、相続人に誤解を与えないという意味では、条項の整理と工夫が必要であろう。

以上